

共立女子大学・共立女子短期大学における公的研究費の運営・管理に関する内部監査内規

(目的)

第1条 この内規は、「共立女子大学・共立女子短期大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程」第20条第2項に基づき、共立女子大学及び共立女子短期大学（以下「本学」という）における公的研究費の監査体制について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この内規における用語等の定義は、「共立女子大学・共立女子短期大学における公的研究費の運営・管理に関する取扱規程」の規定によるものとする。

第3条 (削除)

(内部監査部門)

第4条 本学における公的研究費の運営・管理に関しての内部監査部門は、内部監査室をもって充てる。

2 内部監査室は、公的研究費の運営・管理に関し、本学全体の視点から実効性のある監査を実施する。

(監査計画の策定)

第5条 内部監査室は、毎年度監査計画を立案し、最高管理責任者の承認を得るものとする。

(監査の実施)

第6条 内部監査室は、前条に定める監査計画に基づき、公的研究費の配分機関及び学内規程の定めるところにより、監査を実施する。

2 内部監査室は、毎年度定期的に、会計書類の形式的要件等が具備されているか等のチェックを一定数行う。あわせて公的研究費の管理体制の不備の検証も行う。

(監査の区分及び方法)

第7条 公的研究費の内部監査の区分及び方法を次の各号のとおりとし、リスクアプローチの手法に基づいて行う。手順等詳細は、内部監査室が作成するマニュアルに定めるものとする。

- (1) 科学研究費助成事業の通常監査
- (2) 科学研究費助成事業の特別監査
- (3) その他の公的研究費の監査

2 上記以外に、不正が発生するリスクに対して重点的にサンプルを抽出し、当年度に執行中の研究費について、抜き打ち等を含めたリスクアプローチ監査を実施することができる。

第8条 (削除)

(報告)

第9条 内部監査室は、第6条及び第7条による監査の結果について監査報告書を作成し、監事及び最高管理責任者へ毎年度報告するものとする。ただし、重要と思われる事項を発見した場合は、速やかに監事及び最高管理責任者へ報告しなければならない。

(監事及び会計監査法人との連携)

第10条 内部監査室は、監事及び会計監査法人との連携を強化し、公的研究費が適正執行されるよう努めるものとする。

第11条 (削除)

(規程の改廃)

第12条 この内規の改廃については、最高管理責任者が行う。

付 則

この内規は、平成27年1月20日から施行する。

附則

この内規は、2025（令和7）年4月1日から施行する。